

こども青少年局研修専任コーディネーター業務会計年度任用職員要綱

制定 令和2年4月 1日
最近改正 令和5年2月 27日

1 目的

この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、こども青少年局研修専任コーディネーター業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務

会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 講師調整業務等
- (2) 会場調整業務等
- (3) 研修資料準備
- (4) 研修開催
- (5) 研修記録等の作成
- (6) 資料作成業務
- (7) 修了証等作成業務
- (8) その他、児童虐待への対応にかかる研修の実施に必要な事務
及び児童支援対策担当課長の特命に関する事項

3 任用

会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間等

- (1)会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間は次のとおりとする。
 - ① 勤務日数
1日 7時間 30分の勤務時間で週4日の勤務日
 - ② 勤務時間
午前9時～午後5時15分又は午前8時30分～午後4時45分
なお、基本的な勤務時間は午前9時～5時15分とし、研修日のみ午前8時30分～午後4時45分での勤務とする。
 - ③ 休憩時間
午後0時15分～午後1時まで
 - ④ 休日
 - (a) 日曜日及び土曜日
 - (b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (c) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。
- (3) 所属長は、前2項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- (4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前

日から当該休日の4週間前まで及び当該休日の翌日から当該休日の8週間後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

(ただし、職員の健康保持の観点からも、同週内で振替を行うように努めること。)

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月27日より施行する。